

### 第3回世田谷区子ども・若者・子育て会議議事録

▽日 時

令和8年1月27日（火）午後6：30～

▽場 所

世田谷区役所東棟3階 庁議室

▽出席委員

加藤会長、久保田副会長、猪熊委員、萩原委員、林委員、堀井委員、くろだ委員、原田委員、佐藤委員、田中委員、高橋委員、三瓶委員、松田委員、小嶋委員、木村委員、宮本委員、宇佐美委員、河口委員、西委員、吉田委員、岡崎委員、古家委員、天野委員、川越委員、武田委員、廣岡委員、下村委員

▽欠席委員

井上委員、野井委員、宮下委員、松永委員、村田委員、山内委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、寺西子ども・若者支援課長、渡邊児童課長 児童施策推進担当副参事、虎谷子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、渡邊保育認定・調整課長、小林保育の質向上担当副参事、大里保育の質向上担当副参事、河島児童相談所長、真鍋健康推進課長、瀬川生活福祉課長、須田障害施策推進課長、秋山学校教育部長、赤司学校経営・教育支援担当副参事、渡部地域学校連携課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、佐藤世田谷総合支所 子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 部会の報告（子ども・子育て部会、若者部会）
- ・資料2 子ども・子育て支援法の改正等に伴う子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について
- ・資料3 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援・ベビーシッター事業者連携型）の導入による利用者の負担軽減補助等の実施について
- ・資料4 世田谷地域における青少年交流センターの設置について
- ・資料5 民法等の一部を改正する法律（共同親権等）の施行に伴う区の取組について
- ・資料6 認可保育園等入園申込者数（令和8年4月）について
- ・資料配布 令和6年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告について
- ・資料配布 ねっパ！ちらし（情熱せたがや、始めました。「ねつせた！」活動報告会）

## ▽議事

寺西課長

それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、第3回子ども・若者・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の寺西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議はZ o o mを併用いたします。スクリーンが2か所ございますので、御確認いただければと思います。本日、Z o o mでの参加は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員となります。まだ全員入られていないようですけれども、後ほど入られることになろうかと思っております。オンラインの委員の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をいただければと思います。お願いいたします。

本日の資料は、各委員の皆様の机上に、次第以下、資料1から6、その他資料を2種類配付しております。また、各委員に1箱ずつ参考資料をまとめた書類フォルダを置かせていただきましたので、必要に応じて適宜御参照いただければと思います。

それでは、本日、本会としては初参加となる委員の方に簡単に自己紹介をお願いできればと思います。委員名簿を次第の裏面に印刷しておりますので、御覧ください。

それでは最初に、林委員、お願いいたします。

林委員

初めまして。東洋大学の林です。よろしくお願いいたします。前期までは子ども・青少年協議会で委員を務めさせていただきました。今回、ずっと大学の授業の関係で出席することができていなくて、申し訳ございませんでした。今後は大丈夫かなと思っております。よろしくお願いいたします。

寺西課長

ありがとうございます。

続いて、川越委員、お願いいたします。

川越委員

ねつせた！という世田谷区の魅力を若者目線で発信している団体から来ました、大学1年生の川越です。よろしくお願いいたします。

寺西課長

ありがとうございます。

続いて、木村委員、お願いいたします。

木村委員

世田谷区私立幼稚園協会から参りました、〇〇幼稚園で園長をしております木村と申します。仕事の都合でどうしても平日に伺えなくて、Z o o mでの参加になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

寺西課長

ありがとうございます。

それでは、加藤会長、今後の議事につきまして、よろしく願いいたします。

加藤会長

皆さん、こんばんは。本日もよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思います。

まず、(1)部会の報告の子ども・子育て部会の案件について共有していきたいと思います。

資料1を御覧ください。資料1の上半分のところになりますが、12月15日に開催しまして、案件は記載の5件になります。事務局より報告がありました。

少し簡単に御説明していきたいと思いますが、この5つの議事のうち、(1)と(4)に関しては本日の報告事項にも入っていますので、そちらのほうに回したいと思います。

(2)特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定についてですけれども、これは時たま入ってくる議題で、子ども・子育て支援法に基づく制度に移行する園と定員変更の申請に対して、会議の中で確認して、承認したという内容になります。

次の(3)認可保育所の整備・運営事業者の決定についてですけれども、世田谷区の場合、保育所の待機児が出ていますので、保育所の待機児対策として、今回は新たに2事業者より、いずれも分園の整備ということになります。その2事業者に対する選定結果、評価の結果も含めて会議の中で確認し、承認いたしました。

(4)は本日の議題に入っていますので、飛ばさせていただきます、(5)5歳児健康診査に係る区と幼稚園・保育園等との情報共有についてです。この5歳児健診ですけれども、これは国の事業というか、国の考えを踏まえて新たに導入される健診になります。発達障害等の早期発見などを目的とした健診になります。それで、この5歳児健診を実際に導入するとなると、世田谷区の場合、対象となる子どもが6,000名以上いますので、幼稚園とか保育所の協力も得ながら、どのような流れで5歳児健診が実施できると、保護者との信頼関係にも配慮し、なおかつ、健診の目的も果たすことができるのかということ、流れですとか、実際に調査票ですとか、そういったものを踏まえて、事務局の案に基づいて意見交換を行って、承認されたものになります。

以上が子ども・子育て部会の今日の議題にはないものの御報告になります。

それでは、今回は子ども・子育て部会の報告事項を終わらせてから若

者部会のほうに入っていきたいと思いますので、部会の議事(1)と(4)は、本日の(2)と(3)として報告事項にもなっていますので、ここで事務局より説明をお願いしたいと思います。

まずは、本日の報告(2)、資料2、子ども・子育て支援法の改正等に伴う子ども・子育て支援事業計画の代行計画の策定について、事務局より報告をお願いいたします。

北川課長

それでは、保育課長の北川より御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。子ども・子育て支援法の改正等に伴う子ども・子育て支援事業計画の代行計画の策定について御報告をいたします。

本件につきましては、先ほど会長より御報告がありました12月15日開催の子ども・子育て部会にて確認をいただいた内容となっております。

1の主旨ですけれども、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴いまして、法律の名称が長いんですが、こちらに記載の基本指針の一部が改正されました。基本指針の改正内容につきましては、2枚目に別紙1として、国の分科会の資料を参考に添付しておりますので、後ほど御確認をお願いできればと思います。子ども・子育て支援法第61条におきまして、区市町村は、この基本指針に即して、子ども・子育て支援事業計画を定めることが求められておりますので、今回の基本指針の改正に関しまして、国の通知等に基づきまして、世田谷区の対応を御報告するものでございます。

2の支援事業計画への記載が必要な項目と世田谷区の対応についてですけれども、(1)こども誰でも通園制度につきまして、国は、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、保育園等を利用していない未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できるこども誰でも通園制度、正式名は乳児等通園支援事業といたしますけれども、こちらを令和8年度から新たな給付制度として位置づけ、全国の自治体での実施が義務化されております。給付制度の開始に当たりまして、基本指針に定められました計画への記載が必要な項目について、次のとおり区では対応してまいります。

項目①といたしまして、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期につきましては、区では、現在の支援事業計画に量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を既に掲載しております。参考としまして、別紙2として、現在の計画を添付しておりますので、こちらも後ほど御確認いただければと思います。また、区のこども誰でも通園制度につきましては、利用上限を国は月10時間と

しておりますけれども、区のほうでは、その部分に上乘せして、月48時間、対象年齢も2歳児クラス年齢に拡大して実施することを今年度決定しております。現計画に記載の需要量見込みと確保の内容は、令和8年度以降の利用実績等を踏まえまして、中間年見直しの際に見直しを図ることとしておりますので、今回は支援事業計画の記載内容の変更は行わないことといたします。

次のページを御覧ください。項目②の乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項。こちらにつきましては、国制度では、こども誰でも通園制度が満3歳で終了することから、その後の子どもの受入先の確保等を図ることや事業者間で制度の情報を共有する体制についての記載が求められております。区では、次の四角囲みの内容を事業計画に追加してまいりたいと考えております。読ませさせていただきます。

世田谷区で実施するこども誰でも通園制度は、区独自に対象年齢を満3歳から2歳児クラス年齢まで拡大して実施いたします。このことにより、幼稚園等における3歳児クラス年齢の4月入園までこども誰でも通園制度の利用が可能となり、子どもの成長を継続して支える体制を構築します。また、世田谷区では、既存の教育・保育施設等にてこども誰でも通園制度を実施することから、引き続き既存の施設等へのこども誰でも通園制度の理解促進を図ってまいります。こちらの内容を追加させていただきます。

(2)満3歳以上限定小規模保育事業についてですが、令和7年度の児童福祉法の改正におきまして、国家戦略特別区域に限り特例措置として認められておりました満3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業を全国展開することになりました。こちらは令和8年4月1日施行予定になります。これを受けまして、基本指針に定められた記載が必要な項目について、次のとおり対応してまいります。

項目③としまして、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期。こちらにつきましては、現計画では、3歳から5歳の定員の確保が需要量見込みを上回っていることから、世田谷区では、満3歳以上限定小規模保育事業の実施は、現時点では予定をしていない状況でございます。そのため、計画の記載内容の変更は行わないことといたします。

3の代行計画の策定と周知方法についてです。現在の支援事業計画は、令和7年度から令和11年までの5年間の計画となっております。国

からは、現在の支援事業計画への改正内容の反映方法といたしまして、計画の変更または代用計画の策定で対応することが示されており、区としましては、今回の改正内容が上記の先ほどの四角囲みの部分、項目②のみとなることから、代用計画を策定することで対応し、区のホームページを通じて、区民への周知を図ってまいりたいと考えております。

代用計画は、国の参考様式に基づきまして、3枚目に別紙3としてつけておりますが、こちらのひな形を使って周知等を行っていく予定でございます。

説明は以上です。

加藤会長

ありがとうございました。

報告事項の(3)のベビーシッターに関しても、子ども・子育て部会に関連する案件になりますので、(2)に引き続きまして、(3)ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援・ベビーシッター事業者連携型）の導入による利用者の負担軽減補助等の実施についても御説明をいただいて、後で2つの件について質疑の時間にしたいと思っております。

それでは続けて、(3)についても事務局より報告をお願いいたします。

渡邊課長

では引き続きまして、保育認定・調整課長の渡邊から説明をさせていただきます。

資料3を御参照ください。ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援・ベビーシッター事業者連携型）の導入による利用者の負担軽減補助等の実施について御説明いたします。

1の主旨を御参照ください。区は、ベビーシッター事業につきましては、密室における預かりであることなどの事業の性質から、保育の質や安全性に大きな課題があるため、これまで導入を見送ってまいりました。こうした中、保護者の需要が高まり、提出された陳情が第2回臨時会で趣旨採択されましたことを踏まえまして、子育ての選択肢の一つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備することを目的に、子ども・子育て部会でいただきました御意見も踏まえまして、区独自の安全確保策を講じた上で、利用料負担を軽減する補助事業を実施することとしました。

2の補助事業の内容でございます。(1)補助概要ですけれども、補助事業は2種類ございます。1つ目が一時預かり利用支援でございます。日常生活上の突発的な事情等により保護者が利用したベビーシッターの利用料の一部を補助するものでございます。対象児童、補助基準額、利用可能時間帯、補助上限は表に記載のとおりでございます。令和8年度、初年度は2,880名の利用を見込んでおります。

2ページを御覧ください。2つ目がベビーシッター事業者連携型でございます。待機児童の保護者など、区が事前に対象要件を確認した保護者が負担しました1時間当たり150円の利用料を補助上限の範囲内で補助いたします。初年度は64名の利用を見込んでおります。

(2)補助対象経費でございますけれども、令和8年4月1日以降にベビーシッターを利用した場合の費用で、保育の提供対価を対象といたします。

(3)補助対象となるベビーシッターの要件につきましては、都が認定した事業者にも所属しており、かつ、東京都が実施する研修を修了していることを要件としてございます。

(4)利用の流れですけれども、1つ目の一時預かり利用支援につきましては、フロー図に記載のとおりです。利用に当たりましては、認定を受けた事業者と直接契約をした上で御利用していただきます。2つ目のベビーシッター事業者連携型につきましては、こちらも認定事業者と直接契約をした上で、専用のシステムを介してベビーシッターを利用いたします。区は利用者が負担した時間単価150円を利用者に補助する一方、右端に⑥と記載してございますけれども、都が区負担分も含めた公費の負担分を認定事業者にお支払いし、⑧で示しましたとおり、区の負担分を都に支払いをするという流れになってございます。

3ページを御覧ください。今、御説明いたしました区負担分につきましては、(5)の表に記載のとおりです。公費負担における区の負担分は、翌年の12月に都からの請求に基づき、翌年度の予算の中で支払うこととしております。

次に、3の課題と区的安全確保策を3ページから4ページにかけて表に記載してございます。これまで区では、表の左側に記載をいたしました4つの点、(1)密室における預かり、(2)区が利用予定を事前に把握することが困難、(3)利用者宅への立ち入りが困難、(4)区外の認定事業者には区の指導監督権限が及ばないということを事業導入の課題としてまいりました。表の右側には、これらの課題に対する安全確保策につきまして、保護者に対して強制力を持たせることはできませんけれども、安全性や質の担保について一定の効果が見込めると判断し、ベビーシッターの利用を選択し得る環境を整備するため、実施するものでございます。

まず、利用者に対しましては、ベビーシッター利用に当たっての注意点や共同保育の推奨、重大事故のリスクの周知、シッティングに関する相談体制の整備、希望する保護者への見守り機器の購入費用の補助、希

望する保護者宅への立会い等を実施することとしております。また、事業者やシッターに対しましては、救命講習等の研修の受講を勧奨するとともに、立会いでの気づきをフィードバックするなど、直接的な質の向上にも取り組むこととしております。

5 ページを御覧ください。4 の一部業務の民間事業者への委託でございます。当事業における補助金審査業務や区民からの問合せ業務につきまして、他区での実績のある民間事業者のノウハウを活用するため、プロポーザル方式により委託をすることとしてございます。(3)に記載がございすけれども、プロポーザルの結果、アデコ株式会社に委託をする予定としてございます。また、専用のコールセンターでは、利用者へ本事業の概要や安全確保策などについても周知をし、ベビーシッターの利用を選択できるよう、必要な情報を提供してまいります。

5 の所要経費につきましては、記載のとおりでございます。事業自体は令和8年4月1日から実施することとしております。

説明は以上です。

加藤会長

ありがとうございました。

それでは、私のほうから少しだけ補足した上で質問を受けたいと思います。2つ目の代用計画についてですけれども、これは子ども・子育て支援事業計画の代用計画、追加の計画ということになります。それで、子ども・子育て支援事業計画は、昨年度策定した世田谷区子ども・若者総合計画の第6章が子ども・子育て支援事業計画になっていまして、既に策定されているんです。ただ、今回、国事業として、先ほど御説明いただきましたことも誰でも通園制度という新しい事業、あともう一つが満3歳以上限定の小規模保育事業、この2つの事業が新たに加わることになりましたので、それらに対応するために、計画に2つの事業を組み込んでいく、代用計画を策定していくということで議論された内容になります。それで、どう対応していくのかについては、今、御説明いただいたとおりということになります。後で御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

あと、もう1件のベビーシッター利用支援事業の導入による利用者の負担軽減補助等の実施ですけれども、新たに世田谷区では、ベビーシッターを利用する方に対する負担軽減補助を導入していくことになるわけですけれども、負担軽減補助を導入するに当たって、世田谷区では、保育の質を重要視して今までやってきましたので、負担軽減補助策を導入することを1つのきっかけにして、ベビーシッターの安全性ですとか、シッターの質保証のための取組——いろいろな課題を先ほど表を基

にして御説明いただきました。密室による預かりになってしまうとか、指導監督権限がなかなか及ばないとか、いろいろな課題がありますので、そういった課題に対して、どう区が新たに安全確保策も導入していくのかということで、御説明いただいた内容を取り入れていこうと。子ども・子育て部会では、区でベビーシッターによる保育の事故等も起きていますので、そういったことがないように、しっかりとやっていこうということで議論されました。

それでは、以上について質問の時間に入りたいと思います。以上の報告内容について御意見、御質問などがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

子ども・子育て部会では、いろいろ話し合ってきましたので、部会の方でも構いませんし、部会に入っておられない方からいろいろ御質問があれば受けたいと思いますが、いかがですか。

委員

〇〇でございます。こんばんは。よろしく申し上げます。代用計画自体については、本当にこのとおりでと思うんですけども、別紙2にあります需要量見込みが、この後、議題にあります(6)の認可保育園等入園申込者数との兼ね合いによって、どういうふうに見通しを持っていらっしゃるかお聞かせいただければと思います。

あわせて、ベビーシッターの事業においても、本当に丁寧に制度設計していただいているわけなんですけれども、これも(6)の認可保育園等入園申込者数によって、また利用が増加する見込みをお持ちなのかをちょっとお伺いできればと思います。

北川課長

それでは、1問目の御質問について、私からお答えさせていただきます。

子ども誰でも通園制度につきましては、別紙2の需要量見込みに記載しておりますけれども、令和11年度にかけて、需要量見込みに対して確保量が追いつくというような計画を立てているところです。

ちょうど先週、児童福祉審議会の保育部会がございまして、今、手を挙げていただいている保育園さんの認可の諮問をさせていただいたところです。その中では、余裕活用型で空き定員がある場合の実施と一般型の実施の2パターンがありますけれども、全体で60施設程度に手を挙げていただいているところで、全て認可を予定しているところです。

ただ、余裕活用型につきましては、多くの施設に挙げていただいておりますけれども、委員おっしゃったように、今回、保育園の入園申込みがかなり増加しているということで、0歳児を含めて、空き定員というところがなかなか厳しい状況かと思っています。子ども誰でも通園制度につつま

しても、在宅子育て家庭の方が利用する制度ということで、一定の確保はきちっとしていきたいと思っておりますけれども、保育園の入園の申込状況を踏まえながら、その供給についても、今後、検討していきたいと思っております。

渡邊課長

では、ベビーシッターのほうにつきまして御説明をいたします。

ベビーシッターにつきましては、2種類、事業の種類があると申し上げましたけれども、1つ目の一時預かり利用支援につきましては、突発的な事情により保育が必要となった場合に使われるものになりまして、2つ目のベビーシッター事業者連携型は、いわゆる保育園に通うのか、認可外の保育施設に通うのか、ベビーシッターを利用するのかということで、保育の必要性のある方が使う。ベビーシッターとしては、2つ目になります。

事業自体は東京都の事業でして、各区で行われている部分もありますけれども、ベビーシッター事業者連携型は、23区のうち、半分ぐらいの自治体で実施しております。総論的な話で申し上げますと、ベビーシッターさんが今非常に不足をしている状況でございます。なかなか利用ができないという区民の方の話も聞いております。こちらは認可保育園に入れなかった、いわゆる待機児童となった方が利用できるサービスになりますので、今、世田谷区では、一次選考が終わったところでして、この後、二次選考がありますけれども、二次選考が終わって、最終的にどの施設も利用できずに待機児となった方について、こちらのサービスが利用できるということになってございます。

以上、お答えになっていきますかね。

加藤会長

ありがとうございました。

乳幼児期の子ども支援、親支援、保育・教育、子育て支援、本当に多様な事業が展開されていますので、今、〇〇委員がおっしゃったように、1つの事業、新しい事業を導入しますと、それがほかの事業の利用にもいろいろ影響していくといった状況があるかと思えます。

それで、子ども・子育て部会でも議論になったんですが、世田谷区の場合には、地域で子育てということもすごく大事にしまして、おでかけひろばも数多く整備しているわけですがけれども、おでかけひろばを利用しながら、親も育てていく、子どもも育てていく、そういった地域での循環型子育てという取組に対して、新しい事業が導入されることによってどういう影響が及んでいくのかとか、いろいろ議論はあったかと思えます。もし何かその点で補足があればお願いしたいと思えますが、それ以外でも構いませんが、いかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。産前から産後の入園前のところの子育て支援をずっとやってきているネットワークです。先ほど加藤会長がおっしゃってくださったように、どこで、どうやって子どもと保護者の人たちは関わりを学んでいくのかというところで、すごく大事な部分かなと思っています。また、ベビーシッター事業に関しては、おでかけひろばも利用できるという話がありましたので、交流の場と交流の促進を1番目に掲げてやっている第二種社会福祉事業ですので、その整合性については十分検討いただけたらと思います。御自身の担当されるお子さんを責任を持って預かるということと一緒に見合うということがどうしてもぶつかり合いますので、そういった部分についてちょっと懸念があります。

また、利用者支援事業というのを運営しています。これも子ども・子育て支援新法で利用者支援事業が成立しまして、いわゆる保育・教育の部分、子育て支援の部分の事業の御案内であるとか、自分の相談事が分からなくても、まずお話を伺うことから支援につなげていくというような。世田谷では地域子育て支援コーディネーターという名前で運営をしておりますけれども、こちらへの負荷が大変高まるのではないかと感じています。今も保育園に受からなかったということで相談が殺到している状態なんですけれども、ここについての対応に関しても、少し人件費見合いがあったらいいなと感じています。

どうしてもヤングケアラーコーディネーターとか、地域子育て支援コーディネーターとか、事業をまたいでつなぎをやっている人たちへの関わりが増え方がちょっと心配されるというところで、窓口でももちろん対応していただけているとは思うんですけれども、自分の気持ちも含めて、そして、子どもの視点に立って一緒に考えるといったサポートをひろばやコーディネーターが行っていますので、そこについての御理解もぜひお願いしたいと思います。

以上です。

委員

いろいろ御説明ありがとうございました。私も子ども・子育て部会のほうでずっとお話しさせていただいて、まず、ベビーシッターのほうです。事故がすごく心配ということで、いろいろと安全策を入れるというところでやってきました。ベビーシッター事業の資料3の3ページから課題ということで、密室における預かりであったりとか、区が利用者を事前に把握することが困難であったりとか、立入りが困難だったりとか、(4)区外の認定事業者には区の指導監督権限が及ばないところとか、監査指導とか安全確保の面での限界点というのが、ここに書かれている

だけですがごくあると思っっているんです。どうしても保育の事故というのは、起きてから実はこうだったというふうになって、そこで子どもが亡くなって初めて気づくことがとても多いので、ベビーシッターの事件もありましたし、これを見てもまだ悶々としているところなので、できる限りの策を取る必要があるなと思います。

特に気になったのは、4ページの(4)区外の認定事業者には区の指導監督権限が及ばないというところなんですけれども、例えば研修について、「受講を勧奨」となっているのか、これは義務づけられないのかとか、勧めるということは、やらなくても認められちゃう、勧奨だよねとなってしまう可能性があります。

それともう一つ、こども誰でも通園制度の資料2なんですけれども、私も最近、旧ツイッターのXとかで、世田谷で保育園に入れなかったという話をすごくたくさん見ていて、とはいえ、そこで私が実はこれには長い歴史があつてとかと言うわけにはいかないの、すごく複雑な気持ちでそれを眺めているところなんですけれども、やっぱり切実な声が聞こえてくるなと思っっています。

世田谷区の場合は月48時間ということなので、48時間という、子ども・子育て支援新制度の給付の短時間認定と同じ枠になりますよね。その違いをどういうふうに制度上明確にしていくのかとか、48時間となつていくと、あれは就労支援のところだから48時間ですけれども、就労のところとの兼ね合いはどういうふうにしていくのかなとか、部会で話し合ったはずなんですけれども、やっぱりまだ少し不安なところがあるなと思っいました。

今、〇〇委員からお話もありましたが、地域の子育ての集まれる場所とか、いろんなところがあつて、いろんな利用の仕方があるんですけども、どこがその人に一番フィットしているのかということは実は分かりにくくて、それをうまく導いてあげる役割を〇〇委員のような方がされていると思うんですけれども、こうなつてくると、本当にその役割がますます重要になつてくるなと感じました。

質問というか、意見なんですけれども、伝えさせていただきます。ありがとうございます。

加藤会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、本件については以上とします。

続きまして、若者部会の報告をお願いしたいと思います。

それでは、萩原部会長、よろしくお願ひします。

萩原委員

それでは、資料1を御覧ください。先月、12月16日に第2回若者部会

が開催されました。第1回目の反省を生かして、報告事項を後ろに回して、討議、意見交換を前に持ってくる形にしました。意見交換の議題が、大分絞り込んだんですけれども、3件ありました。

まず、(1)市民活動の取組みへの若者参加について、これは庁内に募集をかけて、庁内全ての課から若者に意見を聞きたいという案件を募集して、ここにのせていくという形のもので、今回は市民活動推進課から提案、依頼がありまして、区民利用・交流拠点施設オープニングイベントについて若者委員からの意見を聞きたいということがありました。今年の11月にオープン予定という施設になります。

次が(2)若者が力を発揮できる環境づくりについて、まず、①青少年交流センターにおけるユースコーディネーターの活動内容についての意見を聞きたいということと、②として、再来年の予定で動いています、三軒茶屋になりますけれども、世田谷地域における青少年交流センターの設置についての3件についての意見交換がなされました。

3件とも限られた時間の中で、説明の時間を除いて、30分から40分の時間を取って、若者委員、大人の委員も含めて、ポスト・イットにそれについて書き込んで、書き込んだ後にそれを模造紙に貼り出して、全員が見える形にした上で、お互いに意見交換をするという形を取っています。部会ですので、人数は大人と若者を含めても12人ですので、机を全部くっつけてしまっただけにして、テーブルを囲む形で、ワークショップのような形で今回は行っています。

そういった中で、非常に様々な意見が出されました。今、スクリーンにも映っていますけれども、このような形で行いまして、出来上がったものについては、全員で俯瞰できるようにホワイトボードに貼り出しながら、さらに、担当の所管課の人たちとも直接意見交換をするという形を取りました。

その中で、少しかいつまんで意見として紹介しますと、ユースコーディネーターと新しくできるユースセンターについての意見の中では、まず、助言とか指導というよりも話を聞いてくれる人が欲しい、そういう関わりが欲しいということが一番多かったです。あとは、我々は大学に勤めていると、学生の様子が見えているようで見えていなくて、区内でアルバイトをするにしても、区内に住民票を置いていないと単発のバイトができないというような、いろんな制約があって非常に苦労しているということ、アルバイトと学費を自分で何とかしなければいけないという事情であるとか、課題の多い授業とサークルということで、かなり忙しい状況だと。なので、こういうセンターができたなら、くつろげる場

所が欲しい、ちょっと寝そべることもできるような場所が欲しいという意見も出てきました。

あとは、学業や人間関係や経済的なことであるとか、あるいは、マイノリティーに関する相談事を相談できる人がいてほしいという意見も出ました。なので、専門の相談窓口というか、総合相談窓口でありながら、曜日ごとにいろんな専門家が来てくれるような、ワンストップの総合相談の窓口みたいなものがあるといいんじゃないかというような提案もあったりしました。

あとは、ネット上でも相談ができる仕組みが欲しいと。1人だけだと気軽に行くのには敷居が高い部分もあったりするので、そういうことも仕組みとしてあったらいいというような意見なども出てきたところです。やはり大人だけで意見交換をされていては分からない、気づかない、若者ならではの視点からのほっとさせられる意見が、今回、非常に多く出ました。

今日、若者委員の6人全員が来ておりますので、ほんの一言ずつで恐縮なんですけれども、感想、意見などを紹介していただければと思います。

委員 当日参加させていただいた〇〇です。結構、距離が近かったこともあって、けんけんがくがくと議論ができたかなと思っています。ただ、この時点で考えていることと今はもう結構変わっているというのが大事だと思っています、たかが6人とか8人とかで議論したことを民意と捉えちゃうのは危険だと思うので、どうやって意見を回収しながら、柔軟に変えていくのかという仕組みをつくっていくことも同様に重要なかなと思いました。

以上です。

委員 〇〇です。付箋を使って意見を出していく方法で、たくさんの人の意見を聞くことができたかなと思いました。それぞれの視点からたくさんの意見を聞くことができたので、議題の中で発展してだけでなく、自分の中に新しい視点が見えたことがすごくよかったなと感じました。

以上です。

委員 〇〇です。この前の会議を通して、実際に青少年交流センターを見学したんですけれども、その体験を通して、新センターに求める機能とかを考えて、たくさん意見を出せたのと、あと、今どんなことが大変か、それこそバイトや苦勞していることとかを若者の世代として意見をたくさん出せたのがよかったなと思います。

委員 〇〇です。世田谷区の方が雰囲気づくりを丁寧にしてくださったおかげ

げで、あまり緊張せず、すごく伸びやかに発言できる空間ができていたので、ちょっとしたことでも発言しやすい会でした。その中で、ユースコーディネーターの活動とかで、実際に自分たちが大学生として生活している人たちがいるんですけれども、同じ立場でも求めることが逆だったりすることもありまして、全ての意見をかなえるのはすごく難しいことなんだなと思いながら、実際にできる限りみんなの考えが尊重されるにはどうすればいいんだろうなとちょっと考えさせられました。

委員

〇〇です。世田谷地域における青少年交流センターの設置についてというところで、既存の青少年交流センターの施設を今まで見学してきた、リクライニングチェアとか、若者が睡眠を取れる場所が今までなかったもので、そういったものがあればいいのではないかという新しい視点があって、円滑に議論が進められたと思います。

委員

〇〇です。議論で、先ほどおっしゃられたような、具体的にヨギボーを入れるとか、企画はこういうのをやってみようとか、そういうのがあったんですけれども、今、既存にある青少年交流センターで実証的にできる——ヨギボーなんかは置いておくだけでできるものだと思うので、そういうふうには狭いながらも有効に人が来てくれるようなものにするために試作をして、効果を検証していく必要があるのかなと思いました。

以上です。

萩原委員

ありがとうございます。非常に多様な意見とか、ニーズがあるんですけれども、一見するとちょっと反対な部分もあったりするんですけれども、それはある意味、私たちが生き生きと生きるためには必要な、1人でいたいときもあれば、人と交流したいときもあればということも含み込んだ、懐の深いセンターの機能をデザインできればいいんじゃないかなということも思いました。

〇〇委員からもありましたように、何が若者の意見を代表しているのかという“代表性”の問題があるんですよね。なので、この部会だけで全てを代表するわけではなくて、部会の委員も我々もいろんなところで意見を聞いて、なるべく裾野を広げながら、こういった議論を進められればいいんじゃないかなと私も思いました。

今回、議事の中にも入っております資料4、世田谷地域における青少年交流センター設置につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。

寺西課長

それでは、子ども・若者支援課長より御報告いたします。

今、議論にも出ました世田谷地域における青少年交流センターの設置

についてでございます。

資料4を御覧ください。資料の日付が昨年11月12日となっております。この日に開催されました子ども・若者施策推進特別委員会、区議会の委員会で報告した資料でございます。

1の主旨でございます。今年度4月からスタートした世田谷区子ども・若者総合計画では、各地域に青少年交流センターを整備することを定めております。現在、3つセンターがありまして、未整備となっている地域が世田谷と烏山となっております。このうち世田谷地域について、三軒茶屋駅すぐ近くのSTKハイツという建物で整備を行うことの内容となっております。

2の現状と課題等でございます。これまで既存の3センターでは、主に中学生以上の若者を対象にして、様々な事業展開をしてきております。一方で、3センター全体の利用者のうち、小学生が一番多く、約3割を占めるなど、どうしても年代が上がるについて利用者数が減少する傾向でございます。今回、世田谷地域のセンターでは、進学や就職等で環境が変化して、行政とのつながりが希薄になる、孤立しがちな高校生世代以上の若者たちが気軽に集える場にしていきたいと思っております。このため、世田谷地域のセンターは、高校生世代以上の若者がより一層主役となれるような拠点となることを目指してまいりたいと思っております。

3の整備方針でございます。まず、(1)整備のエリアですけれども、三軒茶屋エリアに整備する方針を定めております。①は、三茶だと、就労支援施設、福祉的相談等の若者支援に関連する社会資源が非常に多く集積しております。そちらとセンターとの日常的な連携が可能であるということ。②は、鉄道、バス、幹線道路等の交通の要衝にあるということ。③は、若者を主な対象としたショップや飲食店が数多く集まるなど、若者を引きつける魅力やカルチャーがあるということで、今回、三軒茶屋エリアに整備することを定めております。

2ページを御覧ください。(2)整備場所でございます。地図と写真を掲載しておりまして、キャロットタワーのすぐ隣のSTKハイツというビルで、現在、1階に図書館カウンターがありますので、御利用された方もいらっしゃるかと思います。今、2階以上は区の事務室で使っているんですけども、令和8年度以降空いてくるところもあって、そこを活用して整備していくというものでございます。

次のページの(3)センターの基本コンセプトでございます。

絵で御説明いたしますので、5ページのカラー刷りの絵を御覧いただければと思います。別紙1、基本コンセプト図でございます。今回、大きなコンセプトを2つ定めておまして、1つが若者のオアシスということで、若者がふらっと立ち寄って、安心して自分らしく過ごせる居場所を考えております。もう一つが若者のコンシェルジュということで、このセンターに来た若者が、センターを通じて、いろいろな人と出会ったり、いろいろなイベント、情報と出会うことによって、ライフスタイルを広げることができるような役割をセンターは果たしていきたいということで、この2つをコンセプトとしております。

右側のほうにコンセプトとそれを実現していく4つの要素を記載しております。カルチャー、ホームタウン、アクティビティ、ライフスタイルということで、それぞれどういうことかというのを小さい字で細かく書いておりますけれども、こういったことを組み合わせながら、事業を展開していきたいと思っています。また、三茶周辺の周りを取り囲んでいるいろいろな施設ですとか、商店街ですとか、こういったところとも連携していきながら、事業を展開していきたいと思っております。

次の6ページの別紙2になります。STKハイツは5階建てのビルになっております。1階は今、図書館カウンターが入っているんですけども、本なども若者との親和性があるかなと思っております、それを残したまま、一緒に連携しながらやっていきたいと思っています。

右側の必要な機能ですけれども、1階に総合受付、事務室を設ける予定で考えております。あと、おでかけひろばと多世代・地域交流スペースと記載がございますけれども、今、想定では、2階にこういったスペースを設けていきたいと思っております。主に3階から5階については、これから若者と共に検討会を立ち上げまして、何をつくっていくかということを検討していきたいと思っております。既にユースカウンスル事業ですとか若者部会でもいろいろと御意見をいただいております、資料では、年代ごとに3階、4階、5階と分けて使ってはどうかと当初こちらで考えていたところもあるんですけども、年代ではなくて、機能、例えば静と動で分けるだとか、そういうほうが利用する若者にとって過ごしやすいんじゃないかという御意見もいただいております、こちらは年代ではなく、機能別に分けていきたいということで、早速いただいた御意見を参考にさせていただいております。

今後若者とともに検討する機能は、あくまで例示で載せておまして、今年の5月以降、検討するという事で予定をしております。

資料に戻りまして、3ページの(4)期待できる効果でございます。ポイ

ントだけ申し上げます。1つ目が駅に近接する立地を活かした若者への効果的なアプローチができるということで、少し上の年代の方にも使っていただきたいと思っております。交通の利便性がいいので、仕事が終わった後に少し立ち寄っていただくとか、学校が終わった後にふらっと立ち寄るとか、そういった利用も見込めるかなと思っております。

2つ目が若者が三軒茶屋ならではのカルチャーに身近な環境で触れることができ、まちへの愛着の醸成と発展の原動力の育成につながるということで、例えば、センターが商店街と連携して、商店街にポップアップショップみたいなものを出すだとか、ここに来た若者に地域に関わっていただくようなコーディネートをするとか、そういった形で、三軒茶屋というまちに若者が触れられるような仕掛けをしていきたいと思っております。

3つ目が駅周辺でのおでかけひろばや子どもの居場所の整備に加え、多世代交流の拠点ともなる居場所を構築できるということで、かねてより三軒茶屋駅周辺は子どもの施設が少なかったということがございまして、こちらにおでかけひろばですとか多世代の方が使えるスペースを設けることで、若者と多世代の区民が交流できる、子どもの施設もつくっていくということを実現していきたいと思っております。

4ページに参ります。(5)整備手法でございます。今回、開設準備・整備業務、開設後の運営については、事業者に委託して実施を考えております。委託事業者については、プロポーザル方式といたしまして、各事業者から提案を出していただいて、一番よい提案の事業者と交渉して契約するという手法を利用してやっていきたいと思っております。今年度中に選定の手続を実施する予定です。

4の若者主体の検討体制及び取組みということで、既にユースカウンスル事業、若者部会からも御意見をいただきながら、今、ブラッシュアップしているところです。来年度以降、整備計画の具体化に向けて、若者による検討を集中的に行える体制を組む予定でおります。ファシリテーターなども委託事業者と一緒にやっていきたいと思っております。

5の図書館カウンターとの連携は、先ほど御説明したとおりです。

6の今後のスケジュールでございます。令和8年2月、来月にプロポーザルを開始しまして、4月に事業者を決定して、5月から若者主体による検討会を開始していきたいと思っております。検討会については、世田谷地域を中心に全区的に公募して、若者に来ていただきたいと思っております。11月頃までにおおむねプランを立てまして、ここには書いていないんですけれども、地域に向けた報告会も12月頃にできればと

思っております。また、来年、令和9年3月頃、開設の1年前になるんですけれども、そのあたりからプレイベントということで、世田谷地域の各施設を使いながら、気運醸成のイベントも行っていきたくと思っています。来年4月以降、8年度中に検討した計画の工事を実際に行っていくということで、開設は令和10年3月を目指して、今進めているところでございます。

御説明は以上でございます。

加藤会長

ありがとうございました。

先ほど若者委員からお話がありましたが、政策づくりに関わるということは、世田谷区全体の若者、あるいは、世田谷区全体の子どもであったり、子育てされている保護者に影響していくような事業とか施策の中身を決めていくことになりますので、とても責任が重く、私たちも多かれ少なかれ責任の一端を担っているわけですから、若者委員とか公募委員の皆さんは適正な手続を経て、代表して選ばれて、この場にいるわけですので、先ほど〇〇委員からお話がありましたように、身近なところでいろいろな意見を集めてきて、決定の判断材料にさせていただけるといいんじゃないかなと感じて聞いていました。

それでは、報告(4)の青少年交流センター設置、そして、若者部会の報告について御意見、御質問などがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

久保田副会長

では、久保田から1つだけ質問させてください。世田谷地域の青少年交流センターを新たに立ち上げるということで、私の認識としては、地域特性なんかも生かしながら、今までの青少年交流センターとはまた違う形でのコンセプトを立てられているのかなと思ひまして、その辺はすごくいいかなと思ったんです。

別紙1、基本コンセプト図で、非常に重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですが、説明がなかったんですけれども、この図の右下、左下にそれぞれウェルビーイングとソーシャルワークと書かれていて、私の中で、この中にソーシャルワークが入ることに少し違和感があるということと、「ソーシャルワーク（福祉的対応）」と書かれていますが、この日本語の訳は果たしてこれで正しいのか。私がソーシャルワークを専門にしているので、ここがかなり気になりましたので、ここにソーシャルワークを載せている意味と、どういうところで青少年交流センターの中にソーシャルワークを位置づけるおつもりなのか、そのあたりの今の考え方を教えていただけますでしょうか。

寺西課長

御質問ありがとうございます。確かに純粋な訳という意味では、あま

り対応していないと言われるのは御指摘のとおりかと思いました。ここで伝えたかったことは、こういう施設に来る若者は、課題のない方ばかりではなくて、課題のある若者も来るだろうと考えております。ただ、あまり前面に課題のある方が来る施設だという打ち出し方ではなくて、一般的な普通の若者が訪れていただく施設として整備をしていくわけですけれども、その中で、いろんな問題を抱えている若者をキャッチして、そういう方を三茶周辺ないし世田谷区のほかの必要な関係機関につないでいくというところで、福祉的対応という意味合いも込めて、ソーシャルワーク力もこの施設に必要だろうということで記載をさせていただいております。

以上です。

久保田副会長

分かりました。これから具体的なところを今後詰めていかれるということと、若者の意見を取り入れながらということ。この図を見ると、ウェルビーイングとソーシャルワークがやっぱり目立ちますし、今後どういうふうな形で入れていくのか、ここにソーシャルワークを前面に打ち出すことが果たしてよろしいのか、その辺も含めて重々考えながら進めていただければと思います。

加藤会長

ありがとうございます。待望の青少年交流センターの新たな設置となります。

ほかにはいかがですか。若者部会からでも全然構いませんけれども、いかがですか。補足したいこととか。

委員

ありがとうございます。機能位置イメージ図で「多世代・地域をつなげるコンシェルジュ」とあったんですが、困難を抱える若者がもしここに来たときにみたいなイメージがあるのかなと思ったんですけれども、重層も7割削減とかニュースが出ているから、どうなっちゃうか分からないんですけれども、重層としての若者を捉えるみたいな部分についてはどんなふうになるか聞いてみたいなと思いました。

厚労省のほうでも若者のところがどうしても抜け落ちちゃうという話があって、オアシスだったり、すごく主体的に活動できる場でもありつつ、大学生とかじゃなくて、所属のない若者だったり、働いている人たちだったり、1人で頑張っている若者のサポートみたいなところはこういう場所に寄せられたりするものなのか。まぶし過ぎると来られないと思うんですけれども、その辺はどのように検討されているか教えてください。

加藤会長

重層というと、地域福祉計画の重層的な支援、誰一人取り残さない取組との関連性で、こちらの若者支援がどう関連しているかということで

しょうか。

委員

そうですね。どうしても一番浮いちゃうところですよ。18歳まではいいんですけども、そこからの人たちはサポートがなかなか難しい。先ほど〇〇委員もおっしゃっていましたが、学生たちの状況が結構厳しいということももちろんそうですし、働いていたり、寄る辺ない感じの若者たちがどのようにここでサポートされるのか。もちろんほかの機能と連携するということなんだと思うんです。ふらっととかと連携なのかもしれないんですけども、コンシェルジュとなっていたので、聞いてみたいなと思いました。

寺西課長

御質問ありがとうございます。重層的な支援ということで、若者も単体の課題ではなくて、例えば、ヤングケアラーの御家庭だったりとか、重層的な支援が必要な若者がいると認識しています。

今回、特に社会人とか、上の世代に来ていただきたいというのも、多少そういうところは視野に入れていまして、これまで区とあまりつながりのなかった、福祉的な支援になかなかつながれなかった方も潜在的にいるだろうなと思っています。なので、こういった駅前、本当に立地のいいところにつくることによって、ふらっと立ち寄っていただいて、ただ、よくよく話を聞いてみると、何か課題を抱えているとか、そういったことが発見につながるような展開ができるんじゃないかなと思っています。

また、三茶は、今お話があったふらっとホームですとか、いろんな支援機関が集積していますので、例えば出張相談みたいな形で来ていただいて、何か悩みがある人は駅前すぐの立地で相談ができるとか、そういったこともやれば、より一層、相談なんかにもつながりやすくなっていくのかなと思っています。

以上です。

加藤会長

ありがとうございます。総合計画の中でも切れ目のない支援をしっかりとやっていくということで出てきた施策ですので、そのあたりもしっかりと押さえた上で、制度設計といいますか、居場所づくりを進めていただきたいと思っています。

委員

簡単に教えていただければと思うんですけども、この計画自体とか、この価値は分かったところであるんですけども、もし決まっていたら、差し支えない範囲で、どのくらいの予算で今計画されているのか、予算感を伺いたいのと、あと、どのくらいの集客を目標とされているのか、利用するボリュームは計画されているのか、別にそういうのはないのか教えてもらえればと思います。

寺西課長 予算に関しましては、年度ごとにやることも違うので、大分ばらつきがあるんですけども、例えば内装改修工事でいいますと、区の公共施設の平均単価を使って計算しております、その単価を適用して計算すると、2億4,000万弱ぐらいの金額がこの平米数だとかかるということになります。

あと、開設後の運営経費でいえば、今、希望丘青少年交流センター（アップス）が1億円弱ぐらいの金額がかかっておりますので、おおむね同程度かかるんじゃないかと思っております。

もう1点の御質問、来館者数については、具体的にどれぐらいかというのは見込めていないんですけども、アップスの年間利用者数が8万人とかそれぐらいだったかと思っております。立地もいいので、今、一番多いところに近づけていきたいと思っております。

以上です。

委員 御説明ありがとうございました。質問なのですが、若者は何歳まで利用できるのでしょうか。

寺西課長 区の若者の定義といいますか、39歳までを若者としておりますので、39歳までとなります。

以上です。

委員 ありがとうございます。

若者というか、学生もすごく忙しくて、ヨギボーを使ってちょっと眠りたいとかというお話を聞いていて、おでかけひろばのお母さんたちに似ているなと思いました。やっぱり突然、母になるのではなく、ずっと地続きでつながっているのだなとすごく思いました。学生や若いときから地域とつながって、誰かに相談できたり、頼ることができるということをこういう場所で学んでいくと、母になったときも助けてもらえる方法がいっぱいあるのだ、助けてと言える人になれるなと思って、ぜひ応援したいなと思いました。

萩原委員 新しいセンターのことから少しずれてしまって申し訳ないんですけども、先ほど出ました、大学生だけではなくて、それ以降の若者に対しての意見です。今現在は、例えば、あいりすが24歳まで可能なんですけれども、それ以降になると使えなくなってしまう、来られなくなってしまうという制度設計になっている。そうではなくて、そこまで来ている若者は継続して来ていいよとか、関わり始めた年齢が24歳までにその場につながっていれば、その後も来ても大丈夫というぐらいの緩やかさが必要なんじゃないかなと思いました。

このセンターだけで全ての若い社会人ぐらいの年代をカバーできる

わけではないので、区が様々展開している若者たちの居場所に対しても同様に、柔軟な運用が必要なのではないかと、この間の若者部会からも意見として出た中で、私が感じたところでしたので、御紹介させていただきました。

以上です。

寺西課長

1点補足させてください。先ほど来館者数のお話がありまして、あくまで参考に、現在の3センターの延べ利用者数ですけれども、一番多いのが希望丘青少年交流センター（アップス）で、令和6年度が約8万3,000人使っております。野毛が2万7,000人、池之上が約6万3,000人ということで、施設の規模ですとか立地によっても大分変わってくるころはあります。

今回、本当に立地はすごくいいところですが、広さは、アップスに比べると大きくはないというところもあるんですけれども、なるべくアップスを超えられるぐらいの利用を目指していきたいと思っております。

以上です。

委員

メルクマールせたがやの〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

世田谷地域の青少年交流センターの話の中で、先ほど重層の話であったりとか、コンシェルジュの話題が上がりましたが、メルクマールせたがやは三軒茶屋のSTKハイツにもともと入っていたということもありまして、今もすぐ近くで、三軒茶屋の分庁舎で活動しております。私たちのところがいわゆる生きづらさを抱えた若者の支援ということで、相談はひきこもりの方たちが多いんですけれども、そういった中で、個別の相談や居場所も展開しております。

青少年交流センターさんの計画が進んでいくところなんですけれども、オープンな居場所だからこそつながれる若者たちというのは必ずいらっしゃるだろうなと感じます。私たちは相談窓口としては既に10年以上展開しているんですけれども、若者が直接相談に来所されるというよりは、御家族の方からつながってくるというパターンが多いんです。やはり相談となると、ある程度の準備といいますか、心積もりができたタイミングでつながってくる方たちが多くいらっしゃいますし、そこまでの準備の時間が必要な方たちも多い中で、ふらっと地域で相談できる場所とか、通える場所であったりとか、つながれる場所として青少年交流センターさんがあるだけで、ユースコーディネーターさんとかも配置されるのかなと思うと、身近なところで連携の機会もいろいろ図っていけ

るのかなと考えます。

実際、メルクマールは、重層的支援体制整備事業の中で、ひきこもり支援の文脈でぷらっとホーム世田谷さんと関わりもございますので、もし私たちも関われることがあれば、ぷらっとさんと一緒にやっていく部分も何か展開ができるのかなと考えました。

以上です。

委員

ありがとうございます。1点質問で、これは区の特別委員会でも少しお話しさせていただいたんですけれども、開設に当たって、これまでつながってこなかった層につながろうとする新たな取組なのかなと思っています。

その中で、1つお伺いしたいのは、今、区が並行してプロポーザルをやっている、子ども・若者向けの参加型のデジタルプラットフォームの事業があるかと思うんです。これも同じようなタイムスパンでプロポーザル——ちょっと遅かったかな。やっているかと思うんですけれども、これまで区がつながってこなかったような方々に対して、今日、来てくださっているユースカウンシルであったり、若者委員の皆さんからお話を聞くこととともに、デジタルプラットフォームを活用した意見聴取とかをやったり、アウトリーチをどういうふうにやっていくのかというところが、新たな青少年交流センターをつくる1つの肝になるのかなと思うんですが、その活用とか工夫みたいなところを教えていただければと思います。

寺西課長

御質問ありがとうございます。まず、デジタルプラットフォームについては、今、プロポーザルを行っているところでして、事業者については、このセンターよりも早く決定する予定です。それについては、今年度、実証実験のような形で、今ある既存のオンラインプラットフォームについて、ユースカウンシルで活用の検討みたいなことをしているところでして、今年の4月から本格的に利用していくということで、改めてシステムの募集を今行っているところです。

それを使いますと、オンラインで発信して、例えばQRコードをどこかに掲示して、そこから意見をいただいたりですとか、そういった形も取れますので、幅広い若者の声を聞くツールとして、なるべく積極的に活用していきたいと思っています。

それから、アウトリーチの話もありましたけれども、なかなか自分から声を上げられない若者、例えば障害のある若者ですとか、外国にルーツがある若者、自分では意見表明が難しい方については、こちらから働きかけをして、意見を聴取できるような取組も併せてやっていきたいと

思っております。

以上です。

加藤会長

本当に様々な若者の意見を反映させていくことがとても大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

委員

ユースカウンスルにも関わっているのですが、今、話を聞いていて思ったのが、プロポーザルでオンラインプラットフォームの事業者選定も大事だと思うんですけども、その一方で、オンラインプラットフォームで果たして目的としている意見聴取がどれだけ効果的にできるのかというのは、全く自分は聞いていない状況になっています。

この前、視察に行ったときに見ましたけれども、マイクロソフトオフィスでチラシを配ってやっていた。それを例えば宣伝方法を変えて、より効果的にやったら、オンラインプラットフォームを導入しなくても、もしかしたら大丈夫かもしれない、オンラインプラットフォームを導入してどうなるのかという議論と、オンラインプラットフォームを導入して、どういうふうな聞き方をするのかとか、そういうのが事業者選定と同時に重要になるのかなと思うので、そこは選定の作業よりも前というか、今、並行して行うべきことかなと話を聞いていて思いました。

以上です。

加藤会長

そうしますと、活用の仕方も含めて、しっかりと考えた上でやっていくことが望ましいという形ですかね。ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

それでは、各部会に関連する案件に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、報告の資料5、(5)民法等の一部を改正する法律（共同親権等）の施行に伴う区の出組について、事務局より報告をお願いします。

虎谷課長

では、民法等の一部を改正する法律（共同親権等）の施行に伴う区の出組につきまして、子ども家庭課の虎谷より御説明いたします。

資料5を御覧ください。まず、主旨ですが、令和8年4月1日に施行されます民法等の一部を改正する法律は、父母が離婚をした後も子どもの利益を確保することを目的として、父母の離婚後の子どもの養育に関するルールが見直されております。改正法の円滑な施行に向けまして、法改正の趣旨や内容が正しく理解されるよう、各方面に幅広く周知していくことが求められておりまして、子どもの最善の利益の確保に向けて、現在、区が実施している広報活動や庁内の連携体制等の取組状況について報告をいたします。

2の民法等の一部を改正する法律の概要です。父母の離婚後の子どもの養育の在り方は、子どもの生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子どもの利益を確保するためには、父母が可能な限り適切な形で子どもの養育に関わり、その責任を果たすことが重要であります。改正法では、子どもの利益を確保するため、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されました。

主な改正ポイントは5点ございます。(2)を御覧ください。まず、親権や婚姻関係があるかどうかにかかわらず、子どもを育てる責任と義務についてのルールが明確化されたこと、離婚後に父母ともに親権を持つ共同親権、また、1人だけ親権を持つ単独親権の選択が可能となること、養育費の確保に向け、養育費債権に先取特権の付与や、法定養育費の新設、裁判手続の利便性が向上することで、安全安心な親子交流の実現に向け、調停等の手続中の親子交流の試行的実施や、婚姻中別居の場合などの親子交流のルールが明確化されたこと、養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされたこととなります。

区の周知の状況ですが、3の広報活動を御覧ください。まず、パンフレット、リーフレット等による周知といたしまして、離婚届を取りに来られた方や離婚検討中の方、ひとり親の方に向けて、各総合支所区民課、子ども家庭支援センター等の窓口で配架をしているほか、保育園や幼稚園の現場にも改正内容が伝わるよう、関係所管を通じて情報共有を始めております

3ページ以降に、配架しているこども家庭庁が発行したリーフレットそのものをつけてございますので、後ほど御覧いただければと思います。区のホームページにもリンクを載せております。

資料の2ページ目を御覧ください。次に、区のホームページですが、改正法に関するページを新設いたしまして、改正ポイントの解説や、法務省の動画等を活用しながら、周知を行ってございます。今回の改正法は、離婚後の子どもの利益の確保を目的としていることから、子どもの権利を当たり前にも保障されるべきものとしている世田谷区子ども権利条例の趣旨と併せて周知することで、改正法施行により子どもに不利益が生じないよう、離婚後の子どもの養育の在り方を案内しております。既に区民の声等を通じまして複数の御意見を頂戴しておりまして、ホームページの内容につきましては、適宜、見直し、更新をかけてございます。

続いて、表に記載の離婚を検討している方やひとり親、別居親等を対象といたしました離婚前後の親支援講座や、養育費相談会の参加者に対しても、改正内容に関する情報提供を実施しております。

また、(4)に記載のとおり、ひとり親家庭の支援情報を配信するメールマガジンや、区の公式LINEを活用したプッシュ型の情報提供を実施しており、ひとり親の方のみならず、子どもを育てる父母等にも発信することで、様々な立場の方への理解の浸透を図っております。

4の庁内での連携体制といたしまして、連絡会の運営と研修を実施しております。連絡会は、ひとり親家庭を対象とした事業や窓口の所管課を中心に構成する庁内横断的な会であり、改正内容やQ&A形式の解説資料、施行に伴う国の動きなどの情報を共有し、連携、協力、確保に向けた取組を進めております。また、職員研修につきましては、職員が法改正の趣旨や内容に理解を深め、必要な知識を習得することで、各業務の実務に活かすことができるよう、改正法に関する研修を2月に実施いたします。

5の令和8年度以降の取組につきましては、ひとり親家庭向けの支援冊子に改正内容に関する記事を掲載したり、ひとり親メールマガジン、公式LINEでの情報提供の継続、講座、相談会の拡充、養育費確保支援事業の拡充の検討などを予定しております。

説明は以上でございます。

加藤会長

ありがとうございました。大変大きな法律の改正及び施行に伴いまして、区として、どのような取組を推進していくかといった点に関して御説明いただきました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました件について、御意見、御質問などがありましたらお願いします。

久保田副会長

では、久保田から御質問させていただきます。共同親権は、本当にひとり親家庭支援にとっては大きな転換点かなと思っております。今、4で庁内の連携体制に関してはお話があったと思うんですが、庁外の関係機関との連携というか、母子生活支援施設とかも含めて、そのあたりをどういうふうにされているのか、今後どういうふうにされていこうと思われているのかを教えてくださいたいと思います。

虎谷課長

御質問ありがとうございます。庁内の横断的な連絡会の構成メンバーですが、今お話にありました母子生活支援施設の所管課が当課になりまして、ひとり親の政策の進行も当課が担っております。そのほかに、生活保護世帯の所管である生活支援課ですとか、人権・男女共同参画課——DV等の問題が大きく絡んでまいりますので、そちらも入っております。

す。また、離婚の届けなどをいたします住民記録・戸籍課ですとか、保育課ですとか学務課——お子さんの転園、転校等に関する問題と絡んでまいります。工業・建設業・雇用促進課ですとか、居住支援課ですとか、幅広く対象と関わりそうな所管と共に情報の共有をしております。

例えば子ども・若者部ですと子ども家庭庁が所管になりまして、法改正の法の趣旨等につきましては法務省が窓口になっているんですが、法務省も各事業の関係所管のもともとの取決めをしているところの内容とこの法改正がどう絡むかというところは各省庁の取決めに従うようにという方針を出しています。とはいえ、具体的な、対応マニュアルは示されておらず、現在、Q&Aとして示されている内容は、簡易的なものしかございません。

ですので、具体的に各所管がどういう相談を今後受けていくのかというところを確認しながら、どのように具体策を考えなければならないのかなど、課題の共有をしながら、検討を進めていきたいと考えております。

雑駁ですが、以上になります。

久保田副会長

ありがとうございます。

児童相談所は入っているんですか。

虎谷課長

児童相談所は、直接のメンバーではないのですが、児童相談支援課が入っており、児童相談所には研修等の案内を出してしまして、申込みもあり、連携していくところです。

久保田副会長

ありがとうございました。ひとり親家庭支援も本当にまだまだ課題がたくさんあるところかなと思っています。関係する機関がたくさんあると思いますが、ひとり親家庭支援のいいネットワークをつくるためにも、この制度改正は前向きな改正だと思っていますので、うまく使っていて、ひとり親家庭支援のネットワーク構築に引き続き頑張っていたいただきたいなと思います。

以上です。

委員

ありがとうございます。この分野はすごく素人なので、素人質問みたいな感じになっちゃうかもしれないんですけども、1つお伺いしたいことがあります。今、世田谷区で、広報、パンフレット配布だったりとか、ホームページ新設だったりとか、庁内連携のお話をされていたと思うんですけども、本質的に一番大事なことは、共同親権下の話合いの対話の支援とかも必要なのかなと思っています。周知の部分と、裁判所に誘導するところとの間の部分、いわゆるADRと言われる裁判外紛争解決の支援みたいところは今後どういうふうに取り組まれていくの

かが気になりました。

港区とか江東区だと、ADRの利用料に対する補助をされていると思うんですけども、世田谷区では、今どういうふうに考えられているのかお伺いしたいなと思っています。

虎谷課長

御質問ありがとうございます。まず先にADRの支援ですが、他の自治体でも実施をしているところはございますが、お伺いしますと、相談件数の実績があまり上がっていないという現状がございまして、区としましては、家庭相談という相談枠を各総合支所の子ども家庭支援センターの中に設けてございまして、家裁の相談員などをされた先生たちが予約制で相談を受けております。その中で、ADRに関する内容も含めて、継続的な相談に乗る場があり、加えて養育費相談会を、年に6回と回数は少ないですが、開催しております。こういった中で、ADRに関する具体的な情報提供をしておりますので、そちらを今後も引き続き充実させていく予定でおります。質問の答えになりましたでしょうか。大丈夫ですか。

委員

御説明ありがとうございました。共同親権のことが世間でもいろいろ報道されたりとかということでも長く見てきたんですけども、そもそもうまくやっていけるんだったら離婚しないわけで、うまくいかないから離婚するわけですね。

私がずっと見てきた中で、やっぱり面会交流のDVの件が本当に怖くて、10年以上前ですけども、文京区の事件なんかもありましたので、そういったところを誰が、どういうふうに防いでくれるのかというところは、結局、この法律ができてカバーされていないなとは思っているんです。例えば事前に相談して離婚する人に、共同親権というのがあるよ、共同親権がいいよということだけではなく、子どもの権利からしたら、それがベストではないとは思っています。

国のほうも決めてしまったことですし、世界的な流れからしたら、もちろん共同親権なんですけれども、現実にはいろんなところでまだ日本は追いついていないことがたくさんある中で、しかも、区でどういうふうに扱っていくのかというのは非常に難しいなと思って、今回、これが項目に上がっていたので、どういうふうなところを取り扱っていくのかなと思っていました。

子どもの権利条例との絡みということで、子どもにとってどうかというところでやっていくことで折り合いをつけるのが一番いいと思うんですけども、最初に申し上げたように、うまくいっているのであれば離婚しないという大前提をいろんな角度から考えていただきた

いなと思っています。

実際に私も保育園、幼稚園で働いていたことがありますが、経済的なDVとか心理的DVがひどくて逃げたいと言っているお母さんを逃したことが1回あります。でも、そういったところの現場の対応も含めてやっていたかないと、これは国のほうに言うべきなんですけれども、なかなか難しいところだなと思っています。だから、現場がそれですごく難しくなってしまうようなことだと困るなと思いますので、ぜひ区のところでもフォローしていただけるような循環があるといいかなと思っています。

意見ですけれども、よろしく願いいたします。

虎谷課長

ありがとうございます。今お話しいただきました現場からの不安の声は届いております。うまくいってれば、離婚ということを考えなくてもいいわけですけれども、今回、法改正の中で、今まで夫婦間の問題だけで終わっていたところ、その間にいる子どもたちがどう感じているのか、子どもたちにも焦点を当てようというのが法改正の大きな趣旨かと思います。

区としてまずできることとして、家庭相談の事業も継続的に実施しておりますけれども、離婚を考えているような御夫婦向けの講座の中でも、お二人の話なんだけれども、お子さんの思いもくんでいかなくはならないですよと必ず時間をかけてお伝えするように、中身について工夫をしているところです。

そうした中で、関係性の調整がどうしてもできなくて、結論として離婚に至るとしても、お子さん自身のことを両親それぞれがちゃんと考えた上での結論だとしっかり伝えていく必要があるだろうというところをサポートしていくというのが1つあります。あとは、経済DVがあったり、暴力的なDVがあったりとか、そういったときには、単独親権を選択できるという決まりもありますので、正しい情報を相談者の方にもしっかり伝えていきながら、区としてできることを支援していくといった形になろうかと思っています。

今後、事例の積み上げをしていく中で、区が何か義務違反に問われるような、すれすれのものも出てくるかもしれませんので、その辺をどのようにケースワークしていくのかというあたりをルール化して、マニュアル化して、しっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

委員

ありがとうございます。私たちも面会交流については心配をしています。実態としては、おでかけひろばが面会交流の場になったりしていま

すので、結構身近な感じになっている、どこか違うところで起こっているものじゃないというところでは、当事者の方だけではなく、地域の支援者の人たちへの十分な周知や研修もとても必要だなと感じています。

また、養育費との関係が不勉強でちょっと分からないんですけれども、それが子どもの面会とバーターにならないでほしいなというのだけは気になっていて、子どもの権利に土台を置いて進めていただければと重ねてお願いします。ありがとうございます。

虎谷課長

ありがとうございます。私たちも庁内の連絡会の体制は取っているんですけれども、こういった御相談をどんなところでキャッチしてもらえるかというところが見えない部分もありますので、おでかけひろばですとか、ほっとステイですとか、そういった事業者連絡会等を活用させていただき、2月中に情報提供に何う予定にしております。

なので、今後、情報提供しなければならない、いろいろな支援機関が増えていく可能性もありますので、その辺は情報収集しながら、適宜発信をしていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

加藤会長

ほかにはよろしいですか。

それでは、本件については以上とします。いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。

次が最後です。資料6、報告(6)認可保育園等入園申込者数（令和8年4月）について事務局より説明をお願いいたします。

渡邊課長

保育認定・調整課長の渡邊から説明をさせていただきます。

資料6を御参照ください。認可保育施設及び事業の4月入園の申込者数、入園可能数の推移でございます。表で令和2年から8年までの実数をまとめてございますけれども、令和2年の入園につきましては、申込者数は6,643名でございました。その後、6,000名を少し超える程度の申込者数でしたけれども、昨年比べて550名増えまして、令和8年4月入園につきましては、6,741名の方から申込みをいただいたところです。

申込者数の右側の入園可能数につきましては、例えば0歳と1歳との年齢間の定員の間差ですけれども、0歳が10名、1歳が15名の定員であれば、5名の方が持ち上がったとしても新たに受け入れられますので、そういった間差を足し上げたものを入園可能数として表示しております。来年の4月について申し上げますと、3,888名の入園が可能であるということでお示ししているところでございます。

2ページを御参照いただきまして、6,741名の申込者数を地域別と年齢別で分解したものが2ページの資料でございます。年齢別に申し上げ

ますと、表の一番下のほうにまとめてございますけれども、1歳が330名、0歳が217名、2歳が84名、昨年に比べて増えている状況になってございます。地域別で申し上げますと、表の一番右側、玉川が264名、世田谷が157名、烏山が102名という順番で増えている状況でございます。年齢と地域でクロスした場合はすけれども、一番多いのが玉川地域の1歳児が昨年に比べて176名増えて、868名の方からお申込みをいただいている、次いで、世田谷地域の1歳児、玉川地域の0歳児という順番で、昨年に比べて増えている状況でございます。

今後の手続ですけれども、入園の一次選考の結果につきましては、先週の火曜日から順次公表しておりまして、二次選考に向けて、希望園の変更ですとか追加の手続を取っていただいている状況でございます。また、今年1月5日でしたけれども、入園申込者数が非常に多いところですので、認可外の保育施設も含めて御検討いただくように、区の子育て公式LINEで御案内をして、ホームページを御参照いただくなり、各支所の子ども家庭支援課で御相談いただくなり、周知をしているところでございます。二次選考につきましては、2月2日ぐらいが締切りだったかと思っておりますけれども、2月の下旬に向けて選考が行われて、結果を公表するという流れになっております。

説明は以上です。

加藤会長

ありがとうございました。

申込者数が令和2年のときの水準をさらに超えてきたということで、大変深刻な状況なわけですけれども、この件に関して、御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思っております。

委員

これはどうでしょうね。僕たちが絶望する前に、預けなきゃいけない、働かなきゃいけない人が路頭に迷っていると思うと本当に深刻で、石川啄木の、働けど、じっと手を見るみたいな、預かれど預かれど、楽にならざり、じっと手を見るみたいな現場です。

それでも皆さん、協力的に枠は少しずつ積み上げてやってきたんですけれども、結構出し尽くしちゃっているところもありまして、去年も何とか出しましたし、少しずつ——ごめんなさい、何の質問でも意見でもないんですけれども、まず、区の皆さんの今の受け止めをお伺いしてみたいなというところがあるんですけれども。

加藤会長

今までの待機児童対策で本当に様々な工夫をしながら対応してきたわけですけれども、今、〇〇委員がおっしゃったように、結構出し尽くしているみたいな状況もあるのではないかということで、区のほうの受け止めをお願いできますか。

北川課長

保育課からお答えします。この申込状況を見て、我々も本当に今、頭を抱えている状況が正直なところですが。ただ、今年度も待機になっている方がいらっしゃいますけれども、出来得る限りのことはやっていきたいと思っています。

ただ、この4月につきましては、この間の部会でも御報告しましたが、新規の分園ということで2施設オープンしますので、そこを今回、二次選考から枠を開放させていただくというところと、あと、先ほど〇〇委員におっしゃっていただいたとおり、私立さんのほうでもまだ協力いただけたところは協力いただくということで、本当にそこはありがたいと思っていますところですが。あと、区立の保育園でも、今後、統合して整備をしていく保育園で、今、徐々に定員を減らして調整している園なんかもありますので、そこについては臨時的に待機になった方を受け入れるというような調整もしているところですが。

ただ、それだけでこの申込みの増加は吸収できないと思っていますので、令和8年はちょっと難しいですけれども、令和9年、10年に向けては、施設の整備のところを——もともと昨年の段階で、7年4月の入園の状況を踏まえて、計画の見直しをしているところですが、さらに、今回の申込みを踏まえて、整備を前倒して実施していくことを、今、庁内で体制を含めて調整しているところですが。並行して、今、事業者からも整備の公募を受けている段階ですので、一定の手を挙げていただいている事業者さんもあります。

保育の質の部分も当然ありますけれども、その部分も踏まえて、施設整備を加速していきたいと考えておりますので、何とか来年、再来年ということで、整備の加速を考えていきたいと思っております。

以上です。

委員

地域子育て支援コーディネーターは、発表から連日、物すごい数の電話がかかってきて、「落ちました、どうしましょう」から始まって、あと、「0歳で入れないと入れないと聞いたので、出したんですけども、入っちゃったんです、どうしましょう。もうこの子と別れなくちゃいけないんですよ。」みたいな方がいらっしゃいます。本当にいろんな方からのどうしましょうが連日、何件も何件も電話がかかってきている状態で、アウトリーチに行けば人だかりで、次々と相談を受けるような状態です。

認可保育園に入れなかったとしても、その受皿がないのがやっぱり一番つらくて、ベビーシッターさんで何か受けられるという先ほどのお話もあったんですけども、一体、全部を賄えるのかなとか、それを受け

入れる人がどれほどいるのかなとか、かなり難しいなと考えていて、本当にうーんという感じですね。

私は砧地域なんですけれども、減っていると出ているのは、この2年間、ずっと砧は待機児童が出ていて、神話のように、1歳は絶対に入れません、2歳も入れませんというのが伝わっているので、みんな0歳で入れ始めているのと、あと、無認可で早く契約してしまう、あなたしか入りません、ここしか入りませんという人は、そこにしか入らなければ早く契約ができるというので、そっちに流れている人とか、あの手この手で先に選んでいる方もいらっしゃるので、すごい争いになっているのが現状です。何とかしてあげたいなと感じています。現状を説明するだけで申し訳ありません。

加藤会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、引き続き見守っていくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。本件に関しては以上とさせていただきます。

本日予定していた議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

司会を事務局にお返ししたいと思います。

寺西課長

加藤会長、どうもありがとうございました。また、皆様、本日は貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは最後に、事務連絡の前に、今日の資料配付が2種類ございまして、令和6年度の児童相談所の運営状況の報告が1つございまして、

また、もう一つ、こちらはPRも兼ねてなんですけれども、カラフルな「ねつぱ! ちらし (情熱せたがや、始めました。『ねつせた!』活動報告会)」を簡単にPRさせていただきます。まだ日程と会場ぐらいで、具体的なところはこれからになるんですけれども、来年度、10周年を迎えるということで、「ねつせた!」初めての年間活動成果発表会を、3月15日日曜日にオークラレストランスカイキャロットで行います。

コンテンツはまだ「COMING SOON!」とあるんですけれども、ここに記載の活動報告、展示ですとか、今回、修了、卒業される方の修了式、卒業式、新規メンバーの説明会ですとか、今のメンバーのいろんな特技を生かしたプログラムもあると聞いておりますので、もしお時間がある方はぜひ足をお運びいただければと思っております。

もしよろしければ、「ねつせた!」のメンバーの〇〇委員から何かPR

があれば、一言お願いできればと思います。

委員

昨年からメンバーが増えて、今、30名弱で活動しているんですけども、活動内容だったり、どういうことをやっているのかということを知ってもらえていない状況があるので、ぜひこの機会に知っていただければなと思っています。

寺西課長

ありがとうございます。改めて正式に決まりましたら、「ねつせた！」の発信ですとか、区のホームページ等で詳細をお伝えできればと思っています。

それでは最後に、2点事務連絡をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今日の会議の議事録につきましては、整次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の発言の部分を御確認いただきまして、修正がございましたら、事務局まで御連絡ください。その後、区のホームページで本日の資料と共に公開いたします。

事務連絡の2点目でございます。次回の子ども・若者・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に記載しておりますとおり、第4回の本会につきましては、年度が明けまして、6月中旬に開催したいと考えております。また、第3回目の部会については、今年度中の3月下旬に開催を予定しております。それぞれ日程や会場が決まりましたら、改めて御案内をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして令和7年度第3回世田谷区子ども・若者・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。